

第 19 回 表現の自由 (4)

補論. 表現の自由に対する規制の類型化

- ・ 表現の自由を規制する法令が漠然としていて不明確なものであれば、本来許される表現行為であっても、それを差し控えさせてしまう。そこで、合理的な限定解釈によっても法文の漠然不明確性が除去されないときは、法令そのものを文面上違憲無効とすべきと考えられる。
- ・ 表現の自由を規制する法令の法文が明確であっても、規制の範囲があまりにも広汎であり違憲的に適用される可能性がある場合には、同様に委縮効果があるので、法令そのものを文面上違憲無効とすべきであると考えられる。

○ 徳島市公安条例事件最高裁判決 (最大判昭和 50 年 9 月 10 日刑集 29 卷 8 号 489 頁)

公安委員会が「交通秩序維持に関する事項」に関し必要な条件を付して集団行進・集団示威行動を許可する旨を規定する徳島市公安条例3条3号が犯罪構成要件の内容として明確であるかどうか争われた事件において、最高裁判所は、条例の文言は抽象的で立法措置として著しく妥当を欠くものがあるとしつつも、ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法 31 条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめる基準が読み取れるかどうかによってこれを決定すべきであると判示した。条例がことさらな交通秩序の阻害をもたらすような行為を避すべきことを命じているものと解されるので、明確性を欠き憲法 31 条に違反するとはいえないとされた (「だ行進をするなど交通秩序を乱すおそれがある行為をしないこと」を条件に許可された集団行進の参加者が条例違反を理由に起訴された被告人を有罪とした)。

○ 福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決 (最大判昭和 60 年 10 月 23 日刑集 39 卷 6 号 413 頁)

「何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつの行為をしてはならない」と規定する福岡県青少年保護育成条例 10 条 1 項の規定が犯罪構成要件の内容として明確であるかが争われた事件において、最高裁判所は、条例の趣旨が「青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けべき性質のものを禁止すること」にあり、その趣旨からすれば、「淫行」とは、「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為」のほか、「青少年を単に自己の性的欲求を満足させるための対象として扱っている」としか認められないような性交又は性交類似行為をいうと判示した。このような解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にも適うものであり、このような限定を加えればこの規定は不当に広すぎるとも不明確であるともいえず、憲法 31 条に違反しないとされた。

- ・ 表現の自由に対する規制が問題となる場合、その規制が表現の内容に基づくものであるか、表現のなされる時・場所・方法に基づくものであるかによって区別し、前者の場合には後者よりも厳格な基準により審査すべきであると考えられる。
- ・ 明白かつ現在の危険 (clear and present danger) の基準とは、(1) ある表現行為が近い将来、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であること、(2) その実質的害悪がきわめて重大であり、その重大な害悪の発生が時間的に切迫していること、(3) 当該規制手段がこの害悪を避けるのに必要不可欠であることの3要件の存在が論証された場合に当該表現行為を規制できるという違憲審査基準である。
- ・ より制限的でない他の選びうる手段 (less restrictive alternative) の基準とは、立法目的を達成するためにより制限的でない他の選びうる手段が存在するかどうかを具体的かつ実質的に審査し、それがありうると解される場合には、当該規制立法を違憲とするという違憲審査基準である。
- ・ 合理的関連性の基準とは、(1) 規制目的 (立法目的) の正当性、(2) 規制手段 (立法目的達成手段) と規制目的との間の合理的関連性、(3) 規制によって得られる利益と失われる利益との均衡の3つを検討する違憲審査基準論である。
- ・ 純粋な言論を超えた行動を伴う表現活動や、それ自体は表現行為ではないものの文脈の中で表現として意味づけられるような行為も、基本的には表現として保護の対象となると考えられる。

○ 大阪市屋外広告物条例違反事件最高裁判決 (最大判昭和 43 年 12 月 18 日刑集 22 卷 13 号 1549 頁)
橋柱、電柱、電信柱等に広告物を掲出することを禁止する大阪市屋外広告物条例の合憲性をめぐる訴訟で、最高裁判所は、美観風致の維持と公衆に対する危害の防止という立法目的を正当としたうえで、この程度の規制は、公共の福祉のため、表現の自由に対し許された必要かつ合理的な制限であり違憲ではないと判示した (右翼団体のビラを電柱等に貼りつけた被告人を有罪とした)。

○ 大分県屋外広告物条例違反事件最高裁判決 (最大判昭和 62 年 3 月 3 日刑集 41 卷 2 号 15 頁)
街路樹へ広告物を掲出することを禁止する大分県屋外広告物条例の合憲性をめぐる訴訟で、最高裁判所は、大阪市屋外広告物条例違反事件判決とほぼ同様の理由で、規制を合憲と判示した (日本共産党の演説会のポスターを街路樹に針金でくくりつけた被告人を有罪とした)。

- ・ 管理権者の承諾なく、防衛庁 (当時) 職員の官舎に「自衛隊のイラク派兵反対」などと記載したビラをポストに投函するために侵入したり、民間の分譲マンションに日本共産党の議会報告のビラをポストに投函するために侵入したりすることについて、住居侵入罪 (刑法 130 条前段) に問うことは憲法 21 条 1 項に違反しないというのが判例の立場である (立川反戦ビラ配布事件最高裁判決 (最判平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 卷 5 号 1217 頁)、葛飾政党ビラ配布事件最高裁判決 (最判平成 21 年 11 月 30 日刑集 63 卷 9 号 1765 頁))。

Quiz

Q19-1 表現の自由に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 報道の自由は憲法第 21 条によって保障され、報道のための取材の自由も、報道の自由に含まれるものとして同条によって保障されることから、報道機関の撮影した取材フィルムを刑事事件の証拠として提出させることは、取材の自由を侵すものであり、同条に違反する。
2. 刑法第 230 条の 2 の規定は、個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和を図ったものであり、同法第 230 条の 2 第 1 項にいう事実が真実であることの証明がない場合は、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があったとしても、名誉毀損の罪が成立する。
3. 憲法第 21 条第 2 項が禁止する「検閲」とは、公権力が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁上を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することをいい、裁判所の仮処分による出版物の頒布等の事前差止めは、同項にいう「検閲」に当たり、許されない。
4. 表現の自由を規制する法律の規定について限定解釈をすることが許されるのは、その解釈により、規制の対象となるものとそうでないものが明確に区別され、かつ、合憲的に規制し得るもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合でなければならず、また、一般国民の理解において、具体的場合に当該表現物が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準をその規定から読みとることができるものでなければならない。
5. 都市の美観風致の維持と公衆に対する危害の防止を目的として屋外広告物の表示の場所、方法等を規制する場合に、非営利広告を含めて規制対象とすることは、立法目的に照らして必要最小限度の規制を超えるものであり、表現の自由に対して許された必要かつ合理的な制限と解することはできない。
(平成 25 年度国税専門官・財務専門官採用試験)

Q19-2 表現の自由に対する規制について、(イ) 表現内容を直接規制する場合と、(ロ) 表現の時、場所、方法に関する間接的・付随的規制の場合とに区別し、その規制の合憲性の判断基準に関し、前者の場合には厳格な審査基準を適用し、後者の場合には規制の態様につき、立法目的を達成するためにより制限的でない他の選び得る手段があるか否かによるべきである、とする見解がある。この見解に従って、次の A から F までの表現の自由に対する規制に関する事例を、上記の (イ) と (ロ) のいずれか適切な方に分類した場合、同じ分類に属するもの同士を組み合わせたものは、後記の 1 から 5 までのうちどれか。

- A. 新聞の記事が人の名誉を毀損したとして、新聞社の経営者を、名誉毀損罪により処罰すること
 - B. 都市の美観風致を維持するため、電柱などへのビラ貼りを、屋外広告物条例により禁止すること
 - C. 一般交通に著しい影響を及ぼすような道路上での街頭演説につき、道路交通法に基づく所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならないとすること
 - D. 内乱罪や外患誘致罪を実行させる目的をもってする扇動を、破壊活動防止法により処罰すること
 - E. 選挙に関して投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で戸別訪問をすることを、公職選挙法により処罰すること
 - F. 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて知事が指定した、著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するような有害図書の販売を、青少年保護育成条例により禁止すること
1. (ABF) (CDE) 2. (ACD) (BEF) 3. (ACE) (BDF)
 4. (ADE) (BCF) 5. (ADF) (BCE)

(平成 6 年旧司法試験)